

コミュニティ・スクールについて



学校運営協議会の主な3つの機能

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。(必須)
- ② 学校運営に関して、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。(任意)
- ③ 教職員の任用に関して、船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。(任意)

※承認とは、目標を共有し、よりよい学校を共につくって
いこうとする意思確認と捉えてください。



船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則

（職員の任用に関する意見の対象となる事項）

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

- (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

※教職員の任用に関する意見は、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員の配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しするものが多く、かつ、学校運営協議会は合議体の機関なので、**個人としての意見が尊重されるものではありません。法律では任用に関する意見として、「分限」「懲戒」を含めていません。**

【これまでにあった例】

- 若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置の要望
- 部活動の専門的知識をもった教員の配置の要望



コミュニティ・スクールとは

「学校運営協議会」を設置した学校で、保護者や地域住民の皆さんが学校と連携・協働し、学校運営に参画する仕組みです。

この代表が

学校運営協議会委員です。



学校運営協議会委員として、知り得る情報には、個人情報も含め公にすることが望ましくないものがあります。人権上の配慮からもこの「**守秘義務**」の徹底を強く図りたいと考え、承諾書の提出をお願いしています。なお、学校運営協議会委員は（非常勤）特別職の地方公務員として委嘱、任命されます。

船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則

（守秘義務等）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



出典：文部科学省 - 文部科学省 - コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

「学校運営協議会」では、学校運営の基本方針を共有し、学校運営や子供の支援について、肯定的で未来志向の話し合いを行います。

